

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の再開の届出 (福祉指導課)	1
○告示 (県道の路線の認定) の一部改正 (道路課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 ( " )	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施 (高知県選挙管理委員会告示)	1
○高知海区漁業調整委員会委員選挙の当選人の住所及び氏名 ( " )	2
落札公告	
○落札者等の公告 (建設管理課)	2
○ " (総務事務センター)	3

## 告 示

### 高知県告示第545号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の再開について次のとおり届出があった。

平成24年8月24日

高知県知事 尾崎 正直  
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 再 開 年 月 日  
医療法人草和会 安芸市土居1976番地4 平成24・8・1

### 安芸クリニック 高知県告示第546号

平成18年10月高知県告示第715号 (県道の路線の認定) で路線の認定をした県道について路線名を変更することとし、同告示の一部を次のように改正する。

平成24年8月24日

高知県知事 尾崎 正直  
表中「影野インター」を「四万十町東インター」に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年8月8日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年8月8日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年8月8日	特定非営利活動法人 HAN DS高知	森下 昭仁	土佐市高岡町乙790番地38	この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年8月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年8月10日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年8月10日	特定非営利活動法人 あしずりダデー牧場命の会	宮崎 和彦	土佐清水市三崎字西シリノメ659番1	この法人は、養老牧場並びに、馬と不特定多数の人とのふれ合いを通じ、地域貢献、環境保全、教育、ホースセラピー等の公益に寄与することを目的とする。

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年5月8日 24高都計第58号	南国市大桶字城陸甲1171番1の一部	南国市大桶甲1640番地28 有限会社旭宅業 代表取締役 野村 進

## 公安委員会告示

### 高知県公安委員会告示第20号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成24年8月24日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

- (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成24年11月27日（火）午前9時
- (2) 検定の実施場所  
愛媛県松山市上野町甲650番地  
えひめ青少年ふれあいセンター  
電話番号089-963-3166
- 3 検定の実施予定人員  
10人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続  
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
  - (1) 検定の申請の受付期間  
平成24年10月1日（月）から同月5日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
  - (2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
  - (3) 提出書類等
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知

- 県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
- ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
  - (1) 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
  - (2) 持参品
    - ア 受検票
    - イ 筆記用具
    - ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
    - エ 室内用運動靴（体育館内での実技試験に使用する。）
- 9 その他  
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。
- 10 検定の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第49号

平成24年8月2日に行った高知海区漁業調整委員会委員選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年8月4日（掲示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

住所	氏名
----	----

高知県宿毛市片島4番63-1号	埜下 善也
高知県安芸郡奈半利町乙1093番地1	木下 清
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2537番地の1	柴田 皓司
高知県高知市長浜4392番地1	前田 浩志
高知県土佐清水市窪津459番地	畠中 悠
高知県土佐市宇佐町宇佐3157番地2	片岡 覚志
高知県土佐清水市中央町1番4号	間可 柁善
高知県香南市赤岡町360番地2	志磨村 公夫
高知県須崎市下分甲2316番地3	和田 義光

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年8月24日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和食ダム本体建設工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部建設管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大成・ジョウトク・高大・山本特定建設工事共同企業体 香川県高松市サンポート2番1号
- 5 落札金額  
2,961,703,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成24年6月1日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年8月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン一式 13組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
四国通建株式会社高知支店 高知市比島町二丁目4番33号
- 5 落札金額  
54,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成24年5月8日